

令和4年6月27日
建設局
指定管理者（公財）東京都公園協会

個人情報を含む書類の紛失について

都立公園の指定管理者である（公財）東京都公園協会において、個人情報を含む書類を紛失する事象が発生しましたので、お知らせします。なお、現時点で、個人情報が外部に流出した事実は確認されていません。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

今後、個人情報を含む書類の適正な管理と再発防止を徹底してまいります。

1 概要

（公財）東京都公園協会の職員が、東京都スポーツ施設の利用者登録業務において申請者の個人情報を含む書類を紛失した。

2 所在不明の書類

スポーツ施設利用者登録カード（1名分）

※記載されている個人情報

住所、氏名、電話番号、生年月日

3 経緯

6月13日(月) 城北中央公園が申請者からスポーツ施設利用者登録カード（以下「登録カード」という。）を受領し、スポーツ施設利用者カードを交付

6月20日(月) 城北中央公園から東京都スポーツ施設予約センターに登録カード27件を送付（予約センターが21日受領）

6月21日(火) 予約センターが登録カードとシステムとの照合を実施した際、当該登録カードのみが送付されていないことが判明。

6月22日(水) 申請者に対し、経緯を説明し謝罪した。
また、事故発生判明以降、本日まで城北中央公園管理所内等を継続して搜索したが、紛失した登録カードを発見できなかった。

4 今後の対応

（公財）東京都公園協会においては、「個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、再発防止に取り組むとともに、職員に対しても本件周知と情報管理の徹底を指示した。

建設局においては、本日、「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止に取り組む。

（問い合わせ先）

（公財）東京都公園協会総務課 電話 03-3232-3038

建設局公園緑地部公園課 電話 03-5320-5376